

報告第1号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月8日

西脇市長 片山象三

西脇市専決第6号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年12月23日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	令和3年11月22日 午後4時00分
事故発生場所	西脇市野村町 972番地1
相手方	市内女性
原因・状況等	相手方が市道野村西工線を走行中、車道側に外れて落ちていた会所柵の蓋を跳ね上げ、当該会所柵の蓋が相手方車両左後方部に当たり、損傷を与えた。 過失割合 相手方50%、市50%
損害賠償の額	相手方車両修理費 198,140円×50%＝99,070円を賠償する。 その余の請求権の放棄